

遠隔管理サービス「mech MANAGER」利用規約

エムケー精工株式会社（以下「当社」といいます）は、「遠隔管理サービス「mech MANAGER」利用規約」(<https://bulldog.mkseiko.co.jp/terms> 以下「本規約」といいます)に基づき、申込者に対して、「遠隔管理サービス「mech MANAGER」」を提供します。

第1条（定義）

本規約において利用する用語の意義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 利用契約：本規約に基づいて、当社が申込者に本サービスを提供し、申込者が当社に本サービスの提供を受ける契約
- (2) 申込者：本規約に基づく本サービスの利用を申し込んだ者
- (3) 対象製品管理者：申込者が対象製品の管理者として指定する第三者
- (4) ユーザー：対象製品の利用者（例：申込者の顧客）
- (5) 本システム：対象製品及び対象製品に搭載する通信機器並びにこれらと本データの受送信を行う当社が契約を締結するクラウド事業者が提供するクラウドサーバ（以下「クラウドサーバ」といいます）を総称したもの
- (6) 対象製品：当社製の門型洗車機、高圧洗浄機、自動車用清掃機器等の洗車事業用機器であって、申込者が本サービスの提供を受けるために当社に予め登録したもの
- (7) 受付機：対象製品に含まれる機器であって、実機による洗車（洗浄、乾燥等）の運転操作・洗車管理及び洗車料金の精算・売上管理を行う機能を有するもの
- (8) 返金機：対象製品に含まれる機器であって、洗車代金の返金処理を行う機能を有するもの
- (9) 通信機器：申込者が本サービスの提供を受けるために対象製品（受付機及び返金機を含みます）に搭載する機器であって、対象製品のソフトウェアに蓄積された本データをクラウドサーバに逐次送信する機能を有するもの
- (10) 本データ：対象製品に取り付けた通信機器とクラウドサーバとの間で逐次送受信されるデータであって、(i)ユーザーが対象製品を利用した場合の(a)ユーザーによる対象製品の利用内容の詳細、(b)対象製品の利用料金に関するユーザーの決済情報、(c)対象製品の利用結果（洗車実行結果等）等に関するもの及び(ii)対象製品に対する指令に関する情報
- (11) 本利用情報：本データに基づいて、当社が項目別（日もしくは月単位毎、決済手段別又は利用メニュー別等）に集計又は整理加工した、対象製品の洗車台数、売上実績その他の稼働状況に関する情報
- (12) 本利用情報等：本データ及び本利用情報
- (13) 専用ページ：当社が開設し、運営するウェブ上の専用ページ
- (14) 本サービス：対象製品の運営管理を支援する目的で、当社が申込者に提供する遠隔管理サービス「mech MANAGER」という名称のサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます）を指し、具体的には、付則に定めるとおりです。
- (15) 利用目的：申込者が申込者の洗車ビジネスにおいて対象製品を運用又は管理を行うこと及

び申込者が申込者の洗車事業のマーケティング戦略の検討を行うこと

第2条（利用契約の成立、本規約の適用・変更）

利用契約は、申込者が当社に当社所定の利用申込書により本サービスの提供を申込み（申込者が本サービスの内容について変更の申込みをした場合も含みます。）、これに対し、当社が申込者に対し当社所定の方法により承諾したときに成立するものとします。

2 申込者は、本規約が利用契約の内容となることについて同意します。

3 当社は、本規約及び本サービスに関するルールその他の諸規定等（以下「附属規約」といいます）を定め、専用ページ又は当社が専用ページにて別途指定するウェブサイト（以下合せて「専用ページ等」といいます）に随時掲載することができます。

4 本規約及び附属規約は、当社と申込者における、本サービスの利用に際しての一切の行為に適用されます。

5 本規約（附属規約を含みます。以下本項において同じ。）は、本サービスの利用条件を定めるものです。申込者は、本サービスの利用に当たっては、本規約の内容を理解したうえで、本規約の全ての規定に同意し、本規約に従い本サービスを利用するものとします。

6 当社は、本規約（附属規約を含みます。以下本項において同じ。）の変更を必要と判断する場合、申込者の同意を得ることなく本規約を変更することができるものとし、申込者には、最新の本規約が適用されるものとします。当社は本規約を変更する場合、当社は専用ページ等上に変更後の規約を掲載することをもって申込者に通知するものとし、専用ページ等掲載時点から1か月経過した時点をもって本規約は変更されたものとします。

第3条（本サービスの再委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部又は一部について、申込者の同意を得ることなく、当社が指定する第三者に再委託することができます。

第4条（本サービスの提供条件）

当社が本サービスを提供する条件は、次の各号のとおりです。

- (1) 申込者が本サービスを利用するためには、対象製品ごとに通信機器を取り付ける必要があります。通信機器の手配及び取付作業は当社にて行いますが、申込者は通信機器の購入代金及び取付費用を別途ご負担して頂きます。
- (2) 申込者が本サービスのうち付則(4)に定める「対象製品に対する遠隔復帰サービス」を利用するためには、対象製品が門型洗車機である場合、当該門型洗車機が異常を検知して緊急停止したとき、申込者又は対象製品管理者が、当社が予め指定する当該門型洗車機の可動範囲内に車両又は人等が一切存在しない状況であることその他当該門型洗車機を再稼働するに当たって対象製品の可動範囲内の安全性が十分確保されている状況であること又は安全性が確保されていないおそれがある状況ではないことについて、申込者又は対象製品管理者自身が現場にて視認する方法と同等の方法（ネットワークカメラを介した現場確認等）により現場確認したうえでなければ、遠隔復帰操作によって当該門型洗車機

の再稼働を実行しないことが利用条件となります。

- (3) 申込者は、利用目的の範囲内に限り、本利用情報等を利用、使用又は加工（編集、統合、分析等を含みます）（以下「利用等」といいます）することができますが、下記に定める利用条件に従わなければなりません。
- ① 申込者は、本利用情報等を第9条に規定する秘密情報に該当する情報として、第三者に開示又は漏洩しないよう厳重に管理しなければなりません。申込者は、第9条に従って本利用情報等を利用等するとともに、本利用情報等の利用等は利用目的の範囲内に限ることに留意する必要があります。
- ② 対象製品管理者以外の第三者に本利用情報等を提供することはできません。
- ③ 当社は申込者に対し本利用情報等に係る知的財産権及び著作権について無償かつ非独占的に使用許諾いたしますが、申込者は第三者に当該使用許諾権を譲渡、転貸又は再使用許諾することはできません。但し、申込者は利用目的の範囲内に限り、対象製品管理者に当該使用 許諾権を再使用許諾することができます。
- (4) 申込者は、対象製品管理者をして、本サービスを利用させること及び本利用情報等の利用等をさせることができます。但し、この場合、申込者が負う第9条に規定する秘密保持義務、本項(3)号①に規定する本利用情報等の管理義務その他本規約にもとづいて申込者が負う一切の義務と同等の義務を負わせる契約を締結しなければなりません。
- (5) 前(3)及び(4)号の条件は、申込者又は対象製品管理者が本利用情報等を加工した情報にも及びます。
- (6) 申込者は、専用ページのログイン用メールアドレス及び自らが設定したパスワードを、第9条に規定する秘密情報に該当する情報として、第三者に開示又は漏洩しないよう厳重に管理しなければなりません。

2 当社は、本サービスを提供するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、申込者の申込を承諾しない又は申込者の承諾後、いつでも本サービスの提供を終了することができます。

- (1) 申込者が本サービスの利用料金（以下「本サービス利用料金」といいます）の支払いを怠った場合
- (2) 申込者が前項(2)、(3)、(4)又は(6)号に違反した場合又は違反するおそれがあると当社が合理的に判断した場合

第5条（本サービス利用料金）

申込者は、当社が定める支払条件に従って、本サービスを利用する対価として、当社所定の本サービス利用料金（以下「本サービス利用料金」といいます）を支払うものとします。

第6条（産業財産権等の権利帰属）

本システム及び本サービスに関する発明、考案、意匠、商標、ノウハウその他一切の技術的成果並びにこれらに関する特許、商標その他一切の産業財産権（登録を受ける権利を含みます）及び著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます）につきましては、全て当社に帰属する

ものとしします。

2 本利用情報等の所有権及び利用する権限は、当社に帰属します。

3 前二項にかかわらず、申込者による本利用情報等の利用等に基づき又は利用等に関連して新たに生じた発明、考案及び営業秘密等に関する知的財産権に対する一切の侵害又はクレーム、警告、請求もしくは訴訟提起等に関し、当社は申込者に対し一切責任を負わないものとしします。

第7条（侵害に対する保証）

本システム又は本サービスが日本において特許その他の産業財産権又は著作権を侵害するものとして、申込者又はユーザーに対しクレーム、警告もしくは請求がなされ、又は訴訟が提起された場合（以下「クレーム等」といいます）には、申込者が、当社に対し速やかに書面をもって当該クレーム等の事実を通知して頂きますとともに、当社に対しまして当該クレーム等を解決するための防禦交渉権限一切を付与されることを条件として、当社は、当社の責任と費用負担をもって当該クレーム等を防禦又は解決するものとしします。この場合、当社が申込者に対し当該クレーム等の解決のため協力のご要請をしましたときは、申込者は、当社に対し必要な書類を提出する等当社に協力するものとしします。

第8条（本利用情報等に係る保証）

当社は、申込者に対し、本利用情報等の正確性、完全性（瑕疵又はバグが含まれていないことを含みます。）、安全性（ウィルスに感染していないことを含みます。）及び有効性（利用目的への適合性を含みます）を保証しません。

2 当社は、申込者に対し、本利用情報等について契約不適合責任を負いません。

3 当社は、本利用情報等を適法な方法によって取得し、申込者に提供することが法令に違反しないことを保証しません。但し、当該違反が当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

4 当社は、本サービスにより、申込者が対象製品の稼働期間中の全ての本利用情報等について閲覧できることについて保証するものではありません。何らかの原因により本データが対象製品のソフトウェアに蓄積されない結果、申込者が当該本データに基づく本利用情報等を閲覧できないことがあることにつき申込者は予め同意するものとしします。

第9条（秘密保持）

申込者は、申込者が本サービスの利用に当たって知り得た当社の技術上又は営業上その他の情報であって、当社から秘密である旨明示されたもの（当社から貸与、提供又は開示された目的を遂行するために複製又は改変した情報（以下「複製物等」といいます）を含みます。）（以下「秘密情報」といいます）について、当社から事前の書面による承諾がない限り、善良な管理者の注意をもって秘密として厳重に管理、保持又は保管し、申込者の役員、従業員又はこれに準ずる者で当社から貸与、提供又は開示された目的を遂行するために必要な範囲の関係者（以下「関係役職員等」といいます）のみに取り扱わせるとともに、当社から貸与、提供又は開示された目的以外の目的では、使用、複製、改変又は第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとしします。但し、次

の各号のいずれかに該当することを証明できるものはこの限りではありません。

- (1) 開示を受けた際に公知であった情報
- (2) 開示を受けた後、申込者の過失又は本規約の違反によることなく公知となった情報
- (3) 開示を受ける前に既に申込者自ら適法に有していた情報
- (4) 当社とは無関係な正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報

2 前項にかかわらず、申込者は、裁判所、行政機関、証券取引所その他の公的機関（以下「公的機関等」といいます）から、法令又は規則等に基づいて開示を要求されたときは、当社の秘密情報を当該公的機関等が要求する必要な範囲に限り開示することができます。但し、申込者は、当該公的機関等から当該要求があった場合には、速やかに当社に対し書面をもってその旨通知するものとし、

3 当社が申込者に対し秘密情報を貸与、提供又は開示することは、申込者に対し特許権等その他の産業財産権及び著作権について譲渡又は許諾等することを意味するものではありません。

4 申込者は、自己の責に帰すべき事由により秘密情報を漏洩して、当社に損害を与えた場合には、当社に対し損害賠償の責に任ずるものとし、

また、秘密情報を漏洩した申込者は、当社の秘密情報を記載した書類等の回収等を行うものとし、当社の指示に従い、当社の秘密情報の漏洩を最小限に留めるよう善後措置を尽くすものとし、

5 申込者は、当社の秘密情報を使用しなくなったとき又は当社より指示があったときは、当社の選択に従い、当該秘密情報及び複製物等を速やかに当社に返却又は廃棄するものとし、

また、この場合、申込者は、当社の要求があるときは、当該返却又は廃棄を証する書面を当社に提出するものとし、

6 申込者は、関係役職員等に対し第1項に規定する自己が負うべき義務と同等の義務を負わせるものとするとともに、関係役職員等の行為について当社に対し本条に規定する責任を負うものとし、

7 申込者は、在職中に当社の秘密情報を知り得た関係役職員等が退職するときは、当該関係役職員等から、当社の秘密情報について退職後も本条に規定する義務と同等の義務を負わせる旨の誓約書等を提出させるものとし、

また、この場合、申込者は、当社の要求がある場合には、当社に対し当該誓約書等を提出しなければならないものとし、

8 申込者は、第1項に基づき当社の秘密情報を第三者に開示する場合には、当該第三者に本規約に規定する自己が負うべき義務と同等の義務を負わせるとともに、当該第三者の行為について当社に対し本規約に規定する一切の責任を負うものとし、

第10条（権利義務の譲渡）

申込者及び当社は、お互いに相手方当事者の書面による承諾を得ない限り、本規約により生ずる一切の権利義務（債権債務を含みます）の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保に供してはならないものとし、

第11条（反社会的勢力の排除）

申込者及び当社は、相手方当事者に対し、当社が申込者に対し本サービスを提供し、申込者が本サービスを利用するに当たって、自ら（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業又は団体、暴力団関係者、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者等の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当せず、又は、反社会的勢力とは一切関係しないことを表明するものとし、かつ、将来にわたっても該当も関係もしないことを表明し確約するものとします。

2 申込者及び当社は、相手方当事者が前項の規定に違反して反社会的勢力に該当もしくは関係することが判明した場合又は前項の規定に基づく相手方当事者の表明確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、何らの催告その他の手続を要しないで、直ちに本サービスを終了することができるものとします。この場合、相手方当事者は、支払期限未到来の債務も含めて、全債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務の履行をしなければならないものとします。

3 前項の規定により本サービスを終了させた者は、本サービスの終了により相手方当事者に損害が生じても、相手方当事者に対し一切の損害賠償責任を負わないものとし、本サービスを終了する契約当事者に損害が生じたときには、相手方当事者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第12条（本サービスの終了）

申込者又は当社は、相手方当事者が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、何らの催告その他の手続を要しないで、直ちに本サービスを終了することができるものとします。この場合、相手方当事者は、支払期限未到来の債務も含めて、全債務について当然に期限の利益を喪失し、これを直ちに支払うものとします。

- (1) 金融機関から取引停止の処分を受けたとき
- (2) 監督官庁から営業の許可取消処分もしくは停止処分を受けたとき
- (3) 支払不能又は支払停止（1回だけの手形又は小切手の不渡りを含みます）があったとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 差押えもしくは競売の申立てがあったとき、又は、滞納処分を受けたとき
- (5) 仮差押えもしくは仮処分の申立てがあったとき、又は、本規約の履行が困難であると相手方当事者が合理的に判断したとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立ての原因となる事実が生じたとき、又は、自らこれらの手続開始の申立てを行ったとき
- (7) 解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき

2 申込者又は当社は、相手方当事者が本規約に違反したときには、相当期間を定めて本規約の履行を催告した後、本サービスを終了することができるものとします。この場合、相手方当事者は、支払期限未到来の債務も含めて、全債務について当然に期限の利益を喪失し、これを直ちに支払うものとします。

3 申込者又は当社は、災害その他やむを得ない理由により本規約の履行が困難と認めたときは、相手方当事者と協議のうえ、本サービスを終了することができるものとします。

第13条（損害賠償請求）

申込者又は当社は、前条に基づいて本サービスを終了するかどうかにかかわらず、相手方当事者がその責に帰すべき事由により、本規約に違背しそれにより損害を被った場合、当該損害発生の直接原因となる本サービス利用料金1年間分に相当する額を損害賠償額の上限額として、現に生じた通常かつ直接の損害（逸失利益を含みません）に限り、相手方当事者に対し損害賠償を請求することができるものとします。

第14条（通知義務）

申込者及び当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、速やかに相手方当事者に通知するものとします。

- (1) 第12条1項各号又は3項のいずれかに該当したとき
- (2) 住所、代表者、商号その他取引上の重要な変更が生じたとき

第15条（存続条項）

第4条第1項(3)①及び(6)、第6条乃至第10条、第13条並びに本条乃至第17条の規定は、本規約が失効し又は解除された後もその効力を存続するものとします。

第16条（管轄裁判所）

申込者及び当社は、本規約に関して生じた一切の紛争については、長野地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第17条（協議解決）

申込者及び当社は、本規約の規定に関して解釈上の疑義を生じたり又は規定に定めのない事項が発生したときには、商慣習によるほか信義誠実の原則に基づいて、申込者と当社にて別途協議して解決するものとします。

付則

本サービスの具体的内容は、下記記載のとおりです。なお、本サービスのうち(4)及び(5)は、申込者が希望する場合のみ提供されるオプションサービスですが、申込者が希望する場合、対象製品の性質上サービス提供が不能でない限り、(4)及び(5)は原則としてセットで提供されます。

(1) 本利用情報等の閲覧サービス

申込者又は対象製品管理者は、当社所定の方法で専用ページに当社が提供するログイン用メールアドレス及び申込者自らが設定したパスワードを用いてログインすることにより、本利用情報等を閲覧することができます。

(2) 通知メールサービス

当社は、申込者が予め指定するメール送信先宛てに、対象製品の管理に資する事項（異常動作等）のうち申込者が予め別途指定する事項をメールにより通知します。

(3) 受付禁止設定サービス

申込者又は対象製品管理者は、対象製品又は対象製品の受付機の受付を禁止したり又は当該禁止を解除したりするために、専用ページ上の操作を介して、対象製品又は対象製品の受付機の受付機能进行操作することができます。

(4) 遠隔復帰サービス

対象製品が異常動作した場合、申込者又は対象製品管理者は、対象製品の異常動作を正常な状態に復旧するために、専用ページ上の操作を介して、対象製品を遠隔復帰することができます。

(5) 遠隔返金サービス

申込者又は対象製品管理者は、ユーザーに対し返金を行うために、専用ページ上の操作を介して、対象製品の受付機又は返金機の返金機能を遠隔操作することができます。

以 上

制定日 2024 年 6 月 20 日